

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第166号

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条中の「32,000円」を「33,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)